

平成30年2月13日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成30年2月13日 午後3時31分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成30年2月13日 午後5時24分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	濵田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
濵田 一吉	中野 番輔	松尾 秀志	青柳 治幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第4条の規定による
許可申請について

第2号議案 市街地調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による
許可申請について

第3号議案 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて

第4号議案 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

第5号議案 古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定につ
いて

第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定につ
いて

第7号議案 非農地決定の取り消しについて

第8号議案 非農地決定（案）について

午後3時31分開会

○事務局長（[REDACTED]） 皆さん、改めまして、こんにちは。

現地確認大変お疲れさまでございました。

それでは、平成30年2月期農業委員会を始めさせていただく前に、出席委員の確認をさせていただきたいと思います。本日の出席委員は18名であり、全員出席でございます。古賀市農業委員会会議規則第7条の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本総会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めていただることになっております。以降、議事進行については、[REDACTED]会長、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（[REDACTED]君） こんにちは。大変寒い中、現地視察ありがとうございます。

先日からの朝倉ボランティアには、大変きつい思いしてもらって、また寒い中、行ってもらいました。本当ありがとうございます。

先日、朝倉の農業委員会の会長からもお礼を言われましたもんですから、皆さん喜んでおられました。本当ありがとうございます。

では、ただいまから2月期の農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 2月期の議事録署名人は、松尾委員と青柳治幸委員、お願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） では、第1号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について、番号6、事務局、説明お願ひいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]） それでは、第1号議案、農地法第4条の許可申請、番号6について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条で、貸資材置場に転用するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、谷山公民館の南東に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

位置図でごらんいただきますと、申請地の北側、西側、南側については宅地による分断、東側につきましては河川による分断でございますが、西側から南東にかけての一部に農地の広がりがございますが、他地目山林による分断があり、10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。今回の計画は、貸資材置場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、西側道路1カ所からとなっており、通路及び資材ごとの置き場をつくる計画となっております。

乗入口につきましてはアスファルト舗装、通路についてはバラス敷きでございますが、その他の置き場につきましては、切り込み碎石に転圧をかける計画となっております。

なお、乗入口側以外には、周囲に既設コンクリートブロックが、既に建築されておるところでございます。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、図面の中央に横断しているVS側溝を新設いたします。こちらのVS側溝より北側の農地部分につきましては、この新設側溝へ放水をする計画となっており、また、こちらを通じまして東側の既設側溝を通じ、谷山川へ放流する計画となっております。

また、新設側溝より南側につきましては、水勾配を設け、こちらも一部北側の新設側溝に流れれる計画がございますが、水勾配を設け、北側及び西側の既設道路側溝へ、分水して放流する計画となっております。

次に、汚水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

汚水・雑排水については、原則発生いたしませんが、今回油水分離槽を設けておりまして、こちらの油水分離槽を通じ、雨水と同様に、東側既設側溝そして谷山川へ放流する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明いたします。4ページをごらんください。

先ほど、現地で御確認いただきましたが、今回は現況高が道路高より少し低くなっておりますことから、A-A'断面、B-B'断面、C-C'断面、全ての断面において盛土をする計画となっており、最大31cmの盛土をする計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、4点の条件を付されております。1、谷山開発規約を厳守すること 2、計画変更のある場合は開発委員会を開くこと 3、産廃は置かないこと 4、地番[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の水路は保全管理すること 以上4点の条件を付されまして、平成29年12月23日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、地元でございますので、私のほうから説明させてもらいます。

去る12月23日の日に地元の開発委員会開きまして、ここは以前も開発した案件もありました関係上、谷山としても水路だけは守ってもらえれば問題ないということで、審議の上、許可しております。

以上でございます。御審議お願ひいたします。

それでは、第1号議案の番号6に対して何か御質問ありましたら——ないですか。なければ採決とらしてもらってよござりますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第1号議案、番号6に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、番号7、はい、事務局。

○係（[REDACTED]） それでは、第1号議案の番号7、続いての案件でございますが、こちらの第1号議案の番号7と第2号議案、8ページでございますが、番号26、こちらにつきましては、一体とした開発であることから、1号議案の番号7の読み上げ及び第2号議案の番号26の読み上げが終わりました後に、一括して御説明をさせていただき、審議につきましては、第1号議案の番号7、第2号議案の番号26、それぞれに議決をいただきたいと思っておりますが、よろしゅうござりますでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 結構です。

それから、いいですか、採決は1号議案と2号議案、別々にとらしてもらいますので、よろしくお願ひします。

[議案朗読]

○係() それでは、第1号議案、農地法第4条の許可申請、番号7及び第2号議案の農地法第5条の許可申請、番号26について、あわせて御説明をさせていただきます。

今回の申請は、まず、1ページにございます番号7につきましては、申請人が農地法第4条で、共同住宅を建築するという内容でございまして、また、8ページの第2号議案、番号26につきましては、申請地を売買によって、共同住宅を建築するという内容でございまして、こちらにつきましては、隣接地含めまして、一体利用するという計画でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。申請人等につきましては、それぞれ先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。まず、議案書の5ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、青柳にございます石瓦公民館の南東に位置します丸囲み内斜線部、こちらが、農地法第4条の許可申請、番号7の部分でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

こちら同様にでございますが、青柳にございます石瓦公民館の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆、こちらが、第2号議案の番号26に該当する土地となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。あわせて御説明をさせていただきますので、5ページの位置図をごらんください。

今回の申請地でございますが、位置図で御確認いただきますと、申請地の西側、南東側でございますが、こちらに一部農地の広がりがございますが、その他周囲が全て宅地に囲まれており、いわゆる介在農地でございます。10ha未満の広がりであることから2種農地であると、事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。

今回の計画は、共同住宅建築に関する図面が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、こちら、6ページの図面の右側が北側となっており、左側が南側となっておるところでございますが、乗入口は、南側道路1カ所からとなっており、駐車場を54台分及び2階建ての共同住宅及び長屋住宅を、合わせまして24戸建てる計画となっております。西側の宅地側には、既設コンクリートブロックがございますが、北側には新設のL型擁壁及び東側には新設ブロックを設ける計画となっております。

また、南東側の一部残っております農地への被害防除計画といたしまして、新設ブロックを設け、土砂等の流出がないようにする計画となっております。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、建屋の周囲及び西側の駐車場部分について集水樹を設け、北側の既設側溝及び西側の新設側溝へ分水し、前面道路の北側側溝へ排出する計画とな

つておるところでございます。なお、西側の新設側溝側には、西側部分にございます駐車場の雨水が流れる計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係等について御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、おおむね半分より北側の共同住宅及び長屋住宅側から出るものとなっておりまして、こちらの住宅側から出る汚水及び雑排水につきましては、合併浄化槽の50人槽を設けておりまして、こちら、50人槽及び35人槽の2系統を設けておりますが、こちらの合併浄化槽から出る水につきましては、最終的に35人槽のほうにつきましては、南側道路側溝へ、そして、50人槽につきましても、系統は違いますが、南側の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の7ページをごらんください。

今回、A—A'断面及びB—B'断面が示されておるところでございますが、現地でも御確認いただきましたとおり、道路高より現況が低くなっています。よって最終的に盛土、一番高いところでございますが、最大1.8mの盛土をする計画となっております。なお、切土については、発生いたしません。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、3点の条件が付されております。1、入居者は自治会に入会すること 2、工事に関する道路の破損は現状復旧のこと 3、土の搬入は、近隣住民に迷惑をかけないように配慮すること 以上3点の条件を付されまして、平成30年1月20日付の水利承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。それぞれ第1号議案の番号7及び第2号議案の番号26につきまして御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、地元の委員さんで、1号議案の番号7、2号議案の番号26、あわせた中で説明お願いいたします。

○委員（10番 [REDACTED]君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、1月の20日に地元水利委員会を開催いたしました。

開発自体には問題はありませんが、この開発に絡んで土入れが3,000立米ほどあるとのことで、その搬入路が南側の住宅地の中の狭い道路を、しかも10トン車等使えませんので、4トン車で平たく計算すると、1,500台くらいになります。

そこから懸念されるのは、やはり地域住民の方に何らかの迷惑がかかるんじやなかろうかと、

それから道路の故障ですね、損傷です、そこを条件をつけまして、それはきちんと対処するということで、それで私ども、農区長ともども署名捺印しております。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたが、まず、別々の議案のため第1号議案の番号7に対して採決どりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、第1号議案の番号7に対して賛成されます方は举手をお願いいたします。

[賛成者举手17／17名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案の番号26に対して賛成されます方は举手をお願いいたします。

[賛成者举手17／17名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、同じく第2号議案市街地調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号27、事務局、説明をお願いいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号27について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で、売買を行い、既存宅地と一体利用し、庭として使用していくという計画でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の12ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、国道3号線高田交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、農地区分の御説明をさせていただきます。

今回の申請地につきましては、北側、南側、東側につきましては他地目による分断、西側に一部に農地の広がりがございますが、南東側にかけて大きな段差がございますので、段差による分断がありますことから、10ha未満の広がりであり、第2種農地であると事務局では判断しております。

続きまして、計画図の御説明をいたします。議案書の 13 ページをごらんください。こちらの図面でございますが、今回の宅地と一体利用する庭についての計画が示されておるところでございます。

現在、こちらの図面に示されておりますのは、宅地部分に新しく取り壊して、新しい建屋を建てる計画となっております。よって今回の申請地の西側部分でございますが、こちらは庭として家庭菜園として利用していく計画となっております。

なお、被害防除計画といたしまして、西側及び北側には、新設のコンクリートブロックをつくり、土砂等の流出を防ぐ計画となっておるところでございます。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

今回の申請地につきましては、家庭菜園として宅地と一体利用しますが、宅地についても同時に建屋を建て直す関係上、水勾配を設け、宅地側へ雨水が流れるようにする計画となっております。

なお、汚水及び雑排水等につきましては、こちらの宅地側からは発生いたしますが、今回の申請地からは発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の 14 ページをごらんください。

今回区域界から区域界の間に挟まれている部分が、今回の申請地部分でございます。こちらにつきましては、A—A' 断面、B—B' 断面において水勾配を設けるため、最大 20 cm の盛土をする計画となっており、切土は発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成 30 年 1 月 18 日付の承諾書の提出があつております。あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED] 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの [REDACTED] 委員さんお願ひいたします。

○委員（4番 [REDACTED] 君） 本件につきましては、平成 30 年 1 月 18 日に地元開発委員会を開催いたしました。事務局の説明どおりでございまして、宅地と一体利用とのことでしたので、無条件で承諾しております。

以上御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（[REDACTED] 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたけど、何か御質問ありましたら——ないようですの

で、採決とりたいと思いますが、よございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君）では、第2号議案、番号27に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手17／17名]

○議長（[REDACTED]君）全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案、番号28、事務局、説明をお願いいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]）それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号28について御説明させていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、賃借権の設定を行い、賃貸借契約5年間でございますが、この5年間で車両置場に転用するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。

今回の申請地は、県道筑紫野古賀線、北筑昇華苑入口の南西に位置します丸囲み内斜線部3筆でございますが、今回は他地目と合わせた一体利用となっております。よって今回の全ての総敷地面積は4,787平米となっておるところでございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、申請地の西側には一部農地がございますが、周囲は全て他地目、現在工業団地として開発されております工場でございまして、こちらちょっと地図が古くなっていますので、建屋が載っておらない部分もございますが、周囲につきましては、全て他地目であり、いわゆる介在農地でございます。10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

続きまして、計画図の御説明をいたします。議案書の16ページをごらんください。今回、こちらの計画図には、車両置場に関する計画が示されておるところでございます。こちらにつきましては、農地のみならず、ほかの山林の地目もこちらの計画図に入っているところでございます。

まず、乗入口につきましては、西側の道路1カ所からとなっており、乗入口につきましてはアスファルト舗装する計画となっております。なお、乗入口側以外につきましては、碎石舗装いたしまして、駐車場を計画図のとおり設ける計画となっておるところでございます。

今回、周囲につきましては、コンクリートブロックを新設する部分と、あと北側及び西側につきましては、既設のコンクリートブロックが現在もございますので、こちらから土砂の流出等を防ぐような計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、今回溜柵を新しく、一番こちらの図面の右下の部分、南側になりますが、こちらに新しい溜柵を新設いたします。なお、こちらの図面の一番上でございます。ちょうど北東部分になりますが、こちらの既設の溜柵、両方を利用してしまして、西側の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、車両置場でありますことから原則発生いたしません。

続きまして、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の17ページをごらんください。

切土及び盛土につきましては、今回A—A'断面及びB—B'断面に示されておるところでございますが、今回は1%の水勾配を設けますことから、最大7cmの盛土及び6cmの切土をこちらを水勾配の関係で、東側の既設道路側溝のほうへ向ける計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年12月12日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長([] 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さん [] 委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員(12番 [] 君) 平成29年12月12日、地元開発委員会にて協議いたしております。事務局から説明がありましたようになっておりますが、所有者は、従来より周囲の開発をしており、今回もその続きとなっております。以前と同様な開発でありますので、地元としては、水利に注意するということで開発を了承しております。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

○議長([] 君) ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明終わりましたが、何かありましたら。

事務局ちょっとといいですか。これさっき言いよったけど、防火水槽の図面がないんやけど、これはどうなるのか。

○係([] 君) ただいまの御質問にお答えいたします。

防火水槽につきましては、16ページのところをごらんいただければと思います。

こちら16ページの一番右のちょうどこの計画図から右側に出ている部分でございますが、

という筆がございます。こちらについては、防火水槽の筆でありまして、このまま既設の防火水槽として利用いたしますことから、特段、今回の計画地には入っておりません。よってこちらの防火水槽は、そのまま道路沿いに残るという計画でございます。

○議長（[REDACTED]君） この面じゃ、道路になつとるやないの。

○係（[REDACTED]） ただいまの御指摘でございますが、こちらの面については、道路になっている部分は、[REDACTED]の[REDACTED]を除いた部分となっております。

先ほど、現地でも御確認いただきましたが、防火水槽の部分が、一部道路側に飛び出しているような状況でございまして、こちらの筆が道路ということではございません。

この道路と書いてある部分に、一部、見立ては防火水槽、これが飛び出しているように見えますが、現状道路沿いの土地となっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（[REDACTED]君） 図面が悪いか、説明が悪いか、（発言する者あり）きれいに道に入つくるからな。（発言する者あり）はい、事務局。

○係（[REDACTED]） 皆さんはお持ちではなくて、私どものほうで、申請の位置図というのがございますが、こちらの申請地には、防火水槽入っておりませんので、道路際のほうに、こちらはゼンリンの地図から起こしたものでございますが、道路際に接している状況になっておるところでございます。

字図で確認いたしましたも、間違いありませんので、防火水槽がある部分は、道路ではないというふうに思っていただかないといけませんし、当然別の筆でございます。

○議長（[REDACTED]君） これが飛び出るのじやないと。要するに現地やつたらきれいに線の中に入つとうたいな、この図面では出とるけさ。

○係（[REDACTED]） 敷地の中というより、境界がこういうふうに見えるだけなんですよ。ここなんで。

○議長（[REDACTED]君） なつとらんやろ。おかしいなと思って。はい、事務局。

○係（[REDACTED]君） こちらにつきましては、農地部分と分けている部分がございますので、このように見える部分がございますが、必要であれば、こちらの位置図のほうをお見せすることができますが、いかがいたしますでしょうか。

○議長（[REDACTED]君） 見ます、よか。（発言する者あり）行ったのは見とるんやな。（発言する者あり）かかるところは、現況ではかかるのがあるけな、完全に。あれはおかしいもん。（発言する者あり）だから、あっちの敷地の中に、防火水槽がわかる。（発言する者あり）ようございますか。ほかないですか、何か。——ないようですので、採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長([] 君) では、第2号議案、番号28に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○議長([] 君) 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長([] 君) 続きまして、第3号議案農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、事務局、説明をお願いいたします。

[議案朗読]

○係([]) それでは、第3号議案、農地法第3条の規定による許可の取り消しについてでございます。

本件につきましては、先立って御審議をいただきました、第1号議案の番号7に関連するものとなっております。

まず、本件のこちらの地番 [] 番につきましては、こちらの取り消しの議案書については、当時の議案として上げられた内容を記載しておりますが、現在の申請人の方につきましては、所有者の息子さんでございまして、現在、こちらの土地の所有者の方につきましては、農業者年金を受給されており、その中でも経営移譲年金というのを受けられておるところでございます。

経営移譲年金につきましては、相手を特定し、農地として守っていくという趣旨のもと受けている、制度資金の一部でございまして、こちらを転用する案件が、先ほどの第1号議案の番号7でございました。

よって、現在、息子さんに使用貸借権を結んでおりますので、こちらについての許可を取り消して、第1号議案の番号7、こちらにつきましては、先ほど御審議をいただき賛成をいただいたところでございますが、こちらの使用貸借権を取り消しまして、その後、転用の許可がおりましたら、こちらの経営移譲年金がストップするという内容となっております。

以上、第1号議案と関連した内容でございますが、こちら第3号議案、農地法第3条の規定による許可の取り消しについて御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長([] 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありますか。——なければ採決とりたいと思いますが、よござりますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君）では、第3号議案、農地法第3条の規定による許可の取り消しについて賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手17／17名]

○議長（[REDACTED]君）全員賛成。ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]君）続きまして、第4号議案農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、番号5、事務局、お願ひいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]）それでは、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてでございます。

番号5について、位置図を御説明をいたします。議案書の21ページをごらんください。

今回、あっせんの申し出があつてあります土地は、21ページでございますが、古賀市立青柳小学校の北側に位置します、[REDACTED]（番号5）と書いた部分が、こちらの番号5で記載しておる部分でございます。

あっせんでございますので、農地を農地として利用していくという内容でございます。指名がありましたあっせん委員の2名、校区代表の農業委員及び地元農業委員さんにつきましては、あっせんのほどどうぞよろしくお願ひいたします。

番号5につきましては、以上です。

○議長（[REDACTED]君）続きまして、番号6、お願ひいたします。

[議案朗読]

○係（[REDACTED]）それでは、第4号議案の番号6について御説明をさせていただきます。

今回申し出のありました番号6の物件についての位置図の御説明をさせていただきますので、同じく議案書の21ページをごらんください。

今回、申し出がありました土地は、古賀市立青柳小学校の北側に位置します斜線部のうち、番号6と書いた2736、こちらの物件でございます。

こちらにつきましても、先ほどと同様に青柳でございますので、校区代表農業委員及び地元農業委員におかれましては、あっせんのほどどうぞよろしくお願ひいたします。

番号6は以上です。

○議長（[REDACTED]君）ありがとうございます。

番号5、同じく6に対して、2人の農業委員、[REDACTED]委員さんと[REDACTED]委員さん、ひとつよろしくお願いをしておきます。

続きまして番号7、事務局、お願ひいたします。

[議案朗読]

○係 ([]) それでは、第4号議案の番号7について御説明をさせていただきます。

今回、申し出のありました物件は3件でございます。位置図の御説明をいたしますので、議案書22ページをごらんください。

今回、申し出のありました土地のうち、中ノ坪にあります2筆につきましては、県道筑紫野古賀線、新原交差点の南東に位置します斜線部2筆、そして、もう一筆、柴原でございますが、こちらにつきましては、同じく県道筑紫野古賀線、新原交差点の西側に位置します斜線部1筆となっております。

今回、指名がありました、校区代表農業委員及び地元農業委員さんにおかれましては、あっせんのほどどうぞよろしくお願ひいたします。

番号7は以上です。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

あっせんの番号7の [] 委員さんと [] 委員さん、大変ですがどうぞよろしくお願ひしておきます。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○委員（2番 [] 君）あっせん委員の指名ですね、自分たちが7月までやないですか、任期が。それで、変わった場合は、また出し直さないけないんですか。

○議長 ([] 君) 事務局。

○係 ([]) 以前の委員さんのときにも同じような案件がありましたので、御説明をさせていただきますが、申請自体は取り下げにはなりませんが、あっせん委員さんを一度取り下げるといったような内容になりますので、今まであっせんが挙がっておりまして、決まってない案件につきましては、引き続き新しい農業委員さんのほうに指名をさせていただく形となります。

以上でございます。

○委員（2番 [] 君）それといいますのも、今在宅も、夏ごろがあったんですかね、それはそのままずっととなっていましたから、心配になりましたので、はい、わかりました。

○議長 ([] 君) よござりますか。

○委員（2番 [] 君）はい。

○議長 ([] 君) ほかに何かないですか。——なければ、4号議案これで終了したいと思います。

.....
○議長 ([] 君) 続きまして、第5号議案古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について、事務局、説明お願ひいたします。

[議案朗読]

○農政係 ([]) 第5号議案について御説明いたします。

お配りしておりました資料1をごらんください。

こちらは、1月24日付で受理しました、新規就農申請書になります。1ページ目が、[]さんの現在の状況になっておりまして、2ページ、3ページにつきましては、就農計画書になっております。続きまして、4ページが資金計画書となっております。5ページから6ページにつきましては、取扱基準を付けております。

1ページ目の[]さんの現在の状況について御説明いたします。

申請者は[]さん、32歳、新原にお住まいです。世帯構成につきましては、御本人さんと妻、子と3人の世帯構成となっております。

続きまして、2ページ。こちらは就農計画書になっております。農業形態につきましては、施設野菜の経営ということで、水耕栽培でトマトを栽培する予定になっております。就農予定地につきましては、新原で就農予定となっております。就農規模につきましては、2,530平米、就農時期につきましては、平成30年1月を予定しておりますけれども、利用権の関係等で2月に就農となります。

作付作物につきましてはトマト。所得目標につきましては、3年後、1,500万の収入を目指しております。農業労働力につきましては、御本人さんと妻の2人です。

農業技術等の取得につきましては、現在、実施は行っておりませんけれども、今後、市内の認定農業者と、うきは市のほうが水耕栽培が盛んということで、古賀市の職員も一緒になって、うきは市の方に訪問する予定としております。

続きまして、3ページ目です。3、機械等の状況なんんですけど、軽トラック1台とボイラー、灌水ポンプ、CO₂発生装置、各種センサーを購入をしております。ハウス等の関係につきましては、ハウスを購入しております2,500平米と、また、井戸につきましては、タンクを利用する予定となっております。

4番、販路と5番の10年後の目標につきましては、先ほど申し上げたとおりとなっております。

4ページ目、資金計画書になっております。こちらが3年後の1年目から3年目までの資金計画となっております。目を通してくださいればと思います。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ([] 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら、はい、どうぞ。

○委員 (3番 [] 君) 場所を知りたいんですけど、地図等とかつけてもらえば、今から

先、やっぱり興味あるもんで、時々視察に行こうかなと思っています。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○農政係（[REDACTED]） 耕作しているところの位置図でよろしいでしょうか。

○委員（3番 [REDACTED]君） よございます。はい。そうですね。

○係（[REDACTED]） 現在持ち合わせておりませんので、次回の定例会のときに、新規就農者の耕作している場所の位置図をお配りしたいと思います。また、11月期にも[REDACTED]さんという方が申請を出しまして、就農認定いたしておりますので、その方もあわせて就農先の位置図をお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） よございますか、それで。事務局。

○係（[REDACTED]） ただいまの件、少し補足をさせていただきますが、今、担当のほうから別途就農地についてお配りするということでございますが、今回ハウスを建てる計画を持っておりますことから、最終的には、ハウスではないんですが、今回ハウスと併設して、管理棟というのを一部、2m掛け3mほどのプレハブでございますが、そちらを管理のために設置する必要がありますので、こちらの届け出の位置が今回の就農地になりますので、来月以降の諸報告という形でお知らせをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（3番 [REDACTED]君） わかりました。

○議長（[REDACTED]君） よございますか、それで。

ほかに何かないですか。はい、どうぞ。

○委員（6番 [REDACTED]君） 農業委員会のほうで、新規就農申請をされるんですけど、普及センターとかはもう協議済みなんですかね。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○農政係（[REDACTED]） 今後の技術取得等で、もちろん普及所等にもあわせて、技術取得等の御相談をさせていただく予定となっております。

以上です。

○委員（6番 [REDACTED]君） 新規就農については、就農カードというのがあって、粕屋農協さん、市役所、普及センターと協議の上ということやなかったとかいな。先に農業委員会がぱっと認めていいとかいなと思って質問しております。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○農政係（[REDACTED]） こちらの[REDACTED]さんにつきましては、最初に、新規就農の相談がありましたときに、就農カード、こちらを使って聞き取り等は行っております。聞き取りの際は、やはり御自身の計画とか、あと農地の貸し借りの関係と、マニュアルがございますので、そちらで

もって聞き取りをしておる状況であります。

このたび、本人さんからこの計画が出されておりますので、このタイミングで、農業委員会の新規就農取扱基準ということで議案上程させていただいているところであります。

以上です。

○委員（6番 [REDACTED]君） ようわかりましたけど、これは、就農資金とか何か借るような予定での計画かいな。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○農政係（[REDACTED]） 御本人さん、資金につきましては、御自身で十分な資金を準備しております、御自身で500万以上の資金をお持ちであることから、銀行さんに借りたりとかいうことなく、自己資金で全て御準備するという流れになっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（[REDACTED]君） よございます。

ほかに何かないですか。はい、どうぞ。

○委員（18番 [REDACTED]君） 済いません。新原の [REDACTED]です。

私が農業を始めたときは、川から水をくんでいたんです。そのときに、そこから水をもらったらいかんよと言われて、井戸を掘ったんです。

だから、この方も、上が池になっているんですよ。だからそれから引っ張っていいものかどうか、区に承諾を得ているか、始めてから掘れと言われても、私みたいに困ったことがありましたので、それを区のほうに承諾を得てあるのかな、どれくらいの水を使われるのかなとも思っています。

○議長（[REDACTED]君） 水耕やけ、結構使われる。（発言する者あり）井戸掘るというても、（発言する者あり）川の水はとれんしな。（発言する者あり）県の許可もらわんと使わせん。

○農政係（[REDACTED]） 現在、[REDACTED]さんから出されている計画の中には、井戸ということで上がっているんですけども、地元の協議が済んでいるかどうかというのは、今後確認していくたいと思いますので、現時点では、もらっているかどうかというのは、確認していないんですけども、後日御本人さんに確認したいと思います。

○議長（[REDACTED]君） それでいいですか。

タンクをつけるとやろこれ、井戸は。これだけの面積、水耕栽培、どのくらいのタンクつけるかしらんけど、かなり大きなタンクつけな、絶対間に合わんから。

ほかにないですか。

新規就農は大変ありがたいことなんんですけど、いろんな障害があると思いますけど、こっちでも見守りながらやってもらえばいいかなという気持ちでおりますが。そういう形でよございます

か。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（[]君） それでは、5号議案の新規就農の認定を認めるということでよございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[]君） ありがとうございます。

○議長（[]君） 続きまして、第6号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明をお願いいたします。

○農政係（[]） 今回6号議案につきまして、[]会長が関係者になりますことから、議案朗読後、一時退席をお願いいたします。その後の進行につきましては、[]副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは議案朗読をします。

[議案朗読]

○農政係（[]） それでは、[]会長、一時退席をお願いいたします。

[[]会長 退席]

○農政係（[]） 第6号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

25ページをごらんください。

左上に、平成29年度第10号と書かれております。今回、新規で6件、更新で4件の利用権設定の申し出があつております。

それでは、新規申出について御説明いたします。26ページをごらんください。

整理番号118、貸し手、[]、古賀市今在家在住、借り手、[]、古賀市今在家在住。利用権設定をする土地は、今在家の字三十六の田んぼ1筆、870平米です。平成30年1月1日から平成34年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号119、貸し手、[]、古賀市川原在住、借り手、[]、古賀市川原在住。利用権設定をする土地は、川原の字植松の田んぼ3筆、合計2,471平米です。平成30年1月1日から平成34年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、27ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号120、貸し手、[]、古賀市小山田在住、借り手、[]、古賀市

駅東在住。利用権設定をする土地は、小山田の字瀬戸の田んぼ1筆、1,752平米です。平成30年1月1日から平成34年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、28ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号121、貸し手、[REDACTED]、古賀市今在家在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今在家在住。利用権設定をする土地は、今在家の字用尺の田んぼ3筆、字嶋巡の田んぼ1筆、字高柳の1筆の一部、合計5,583平米です。平成30年1月1日から平成33年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、29ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号122、貸し手、[REDACTED]、古賀市花鶴丘在住、借り手、[REDACTED]、古賀市新原在住。利用権設定をする土地は、新原の字原口の田んぼ2筆、合計2,530平米です。平成30年1月1日から平成40年12月末まで、11年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、30ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号123、貸し手、[REDACTED]、古賀市今の庄在住、借り手、農事組合法人[REDACTED]代表理事[REDACTED]、古賀市谷山に事務所がございます。利用権設定をする土地は、新原の柴原の田んぼ4筆、合計2,870平米です。平成30年2月1日から平成34年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、31ページの記載のとおりとなっております。

整理番号124から127につきましては、更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ただいま、事務局から利用権設定につきまして説明がありましたが、どなたか質疑等はないでしょうか。[REDACTED]委員。

○委員（6番 [REDACTED]君） 済いません。30ページの整理番号122、[REDACTED]さん、先ほどの新規就農と思いますけど、前々回の新規就農については、解除条件付がついていたんですけど、今回はハウスを建てて11年、前回の方は5反借りとて、解除条件付、今回の方は2反借りて解除条件付なしというのは、どうな意味やろかと思うて、説明お願いします。

○議長（[REDACTED]君） 事務局、お願いします。

○農政係（[REDACTED]） 前回[REDACTED]さんだと思うんですけども、[REDACTED]さんの現在の状況が、御自身で自営業を、農業以外で営んでおることから、常時農業に従事するということが難しいことから、解除条件付で申請を受理しております。

[REDACTED]さんにつきましては、1月末をもって退職をされておりまして、現在完全に農業をやっ

ておることから、常時従事されるということが認められることから、解除条件付ではなく、通常の利用権設定で新規受理しておるところでございます。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） [REDACTED]委員、いいですか。

○委員（6番 [REDACTED]君） ちょっと解せん。

○議長（[REDACTED]君） どうぞ。

○委員（6番 [REDACTED]君） 所得証明かなんかがあつて、お金持つとう、持たんで、違うとかいなと思うて。

別冊資料1の中には、勤務先が、今説明聞いて初めてわかったんですけど、勤務先なしとなつとうとですよね。その次のページには、次回からの所得目標は1,500万ですよということで、ずっと計画が組んであるんですけど、説明がない限り、先ほど言うとかなんいかんとばつてんが、別紙資料1のところの空白が、今、聞かん限りはわからんやつたということと、やめとつて、所得も何もないとやつたら解除条件をつけんといつうことは、こんな解釈でいいとかいなと思うてから。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○農政係（[REDACTED]） 説明が不足しておりますことにつきましては、おわび申し上げます。

決して、所得の関係で解除条件付があるなしという、そういう判断ではございません。現在が、農業に常時従事できるという状況にあることから、通常の利用権設定で受理しております。

[REDACTED]さんは、今現在も御自身で、農業とは別で、御自身で会社をされておることから、常時従事しにくいということで、解除条件付で受理しているところにあります。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） [REDACTED]委員、いいですか。どうぞ。

○委員（6番 [REDACTED]君） 混ぜくるつもりはないやけどさ、百姓するよと言うだけで、11年間も借りてよ。片や会社にアルバイトじゃねえ、所得があります。片やアルバイト的な農業をしていきたいけ、解除条件付ですよ。この人は全く後ろ盾も何もないのに、ぽんと百姓しますよと言うて、資金はありますよ、解除条件がなしなんて、ほかの人が百姓しますよと言うて、新規就農認めてください。何も仕事も行きおらんとですたいと言つたときは、いいとかいなと思うてから、そこだけ質問です。

○農政係（[REDACTED]） 今、[REDACTED]委員がおっしゃつたとおりの判断になろうかと思います。常時農業をされることでありますら、あえて、解除条件付というのは付かない形になろうかと思います。

○議長（[REDACTED]君） これは11年間は、その事務局の指導ですか。それか向こうの。

○農政係（[REDACTED]） 11年間の貸し借りの期間につきましては、地権者さんと[REDACTED]さんの話し合いで決められた年数となっております。

○議長（[REDACTED]君） わかりました。ほかに、いいですか。

ほかに質問等はないでしょうか。——ないようですので、採決を行います。6号議案につきまして賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手16／16名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

第6号議案、農業經營基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定につきまして、全員賛成ということで可決されました。ありがとうございました。

[[REDACTED]会長 着席]

○議長（[REDACTED]君） どうも済いませんでした。

それでは、第7号議案非農地決定の取り消しについて、事務局、説明お願いいたします。

[議案朗読]

○係長（[REDACTED]君） 第7号議案、非農地決定の取り消しについて説明をいたします。

今回、議案上程しております対象農地につきましては、昨年の12月期の農業委員会で、第4号議案、非農地決定（案）について議案上程させていただき、可決されておりますが、その後、2筆について登記地積に誤りがあったため、今回取り消しを行うものであります。

また、あわせまして、次の第8号議案で修正しました非農地決定対象農地について、改めて議案上程させていただくものであります。

それでは、修正がありました箇所について説明をいたします。

2件ございまして、1件目が39ページ。番号34。こちらは1,623平米としておりました面積が、正しくは1,458平米であり、165平米の減。

2件目は、40ページ。番号45。こちらが1万3,904平米としておりました面積が、正しくは、1万3,094平米であり、810平米の減となります。

したがいまして、面積は合計で975平米の減となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。

第7号議案の非農地決定の取り消しについて、何か御質問ありましたら、はい、どうぞ。

○委員（6番 [REDACTED]君） 単なる数字の書き間違い、それとも、登記簿が違うかったわけ。

45のを見ればすぐわかるとばってんくさ、13904平米、正解13094平米、これ単純

に印刷ミス、それとも登記簿の違うかったと。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]） ①の番号34につきましては、こちらは換地前の面積が入っておりました。②の番号45につきましては、集計時の誤って入力したものが、記載をされておったというところであります。

以上です。

○議長（[REDACTED]君） よござりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに何かないですか。

では、7号議案の採決をとりたいと思いますが、その前に、今後こういう錯誤がないようによろしくお願ひします。では、第7号議案の非農地決定の取り消しについてに賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手17／17名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（[REDACTED]君） 続きまして、第8号議案（発言する者あり）休憩、休憩ちょっといたします。

午後4時53分休憩

午後5時23分再開

○議長（[REDACTED]君） それでは再開いたします。

第8号議案非農地決定について、事務局、説明お願いいいたします。

[議案朗読]

○係長（[REDACTED]） こちらは、先ほどの第7号議案で修正をしました非農地決定対象農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しないことについて、農地法第30条第1項に基づき議決を求めるものであります。

非農地決定対象農地につきましては384筆、34万674.14平米であります。

議案書の50ページから61ページが該当する農地の一覧になります。この表につきましては、所有者名で50音順に並べており、左の欄から所有者番号、土地の所在、登記地目、登記地積、所有者、所有者住所を記載しております。

なお、1筆ごとの詳細の説明は省略させていただきますが、61ページ最後に、合計筆数と面積、所有者の数を記載しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ([REDACTED] 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、非農地決定について賛成されます方は举手をお願いしたいと思いますが。

[賛成者举手17／17名]

○議長 ([REDACTED] 君) 全員賛成、ありがとうございます。

午後 5 時24分閉会
